



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年3月7日（火） 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
教育管理課	管理指導係	武田 哲明	内線 8544 直通 058-272-1879 FAX 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和5年3月6日付けで下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○交通事故

被処分者	恵那市立山岡小学校 教諭（30歳・男性）
事案の概要	令和3年8月20日午前7時47分頃、自家用車で勤務校へ出勤する途中、恵那市三郷町 ^{みさとちょう} 地内の道路上において仮睡状態に陥り、対向車線を走行していた普通乗用自動車1台に衝突し、当該車両の運転手に全治約2週間の傷害を負わせた。
処分	減給1/10 1月
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
関係者の措置	校長 嚴重注意（口頭） ※恵那市教育委員会が実施

○体罰

被処分者	各務原市立小学校 教諭（55歳・男性）
事案の概要	令和4年12月7日午後2時10分頃、2年生男子児童1名の姿勢について指導をする際、当該児童の頭部を右手で叩いた。
処分	戒告
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長 嚴重注意（文書） ※各務原市教育委員会が実施